

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める
書面)

2026 年 9 月 1 日

オルバディーブイエックスヘルスケア株式会社
ディーブイエックス株式会社

2026 年 9 月 1 日

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める
書面)

岡山県岡山市北区下石井一丁目 1 番 3 号
オルバディーブイエックスヘルスケア株式会社
代表取締役社長 前島 洋平

東京都港区港南一丁目 8 番 15 号
ディーブイエックス株式会社
代表取締役社長 波多野 剛

オルバディーブイエックスヘルスケア株式会社（2026 年 9 月 1 日付でオルバヘルスケアホールディングス株式会社から商号変更。以下「オルバ」といいます。）及びディーブイエックス株式会社（以下「ディーブイエックス」といいます。）は、2026 年 5 月 22 日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、オルバを株式交換完全親会社、ディーブイエックスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2026 年 9 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったディーブイエックスの株主はおりませんでした。

- (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
ディーブイエックスは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2026 年 8 月 10 日付で、ディーブイエックスの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるオルバの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株主 4 名より普通株式 1,559,800 株につき株式の買取請求がありました。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
ディーブイエックスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（株主の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行ったオルバの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
オルバは、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2026 年 8 月 10 日付で、オルバの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるディーブイエックスの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告しました。なお、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株主 1 名より普通株式 458,800 株につき株式の買取請求がありました。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換によりオルバに移転したディーブイエックスの株式の数は、本株式交換によりオルバがディーブイエックスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基

準時」といいます。)のディーブイエックスの発行済株式8,806,356株です。なお、当該発行済株式は、後記5.(6)記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

- (1) オルバは会社法第795条第1項の規定により、2026年7月28日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (2) ディーブイエックスは会社法第783条第1項の規定により、2026年6月26日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) オルバは、本株式交換により、基準時のディーブイエックスの株主名簿に記載された株主に対し、その所有するディーブイエックスの普通株式1株につき0.50株の割合をもってオルバの普通株式を割当交付いたしました。なお、オルバが割当交付した普通株式の総数は4,403,178株です。
- (4) 本株式交換により増加したオルバの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
 - ① 資本金： 金0円
 - ② 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、オルバが別途定める額
 - ③ 利益準備金：金0円
- (5) ディーブイエックスの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026年8月28日付で上場廃止となりました。
- (6) ディーブイエックスは、2026年8月21日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式1,973,644株全てを消却いたしました。
- (7) オルバは、公正取引委員会から、2026年6月30日付で本株式交換に係る株式取得について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上